

# 一般社団法人日本内分泌外科学会専門医制度規則

## 第1章 総則

### 第1条[目的]

この制度は内分泌外科学(甲状腺・副甲状腺・副腎・膵消化管などの内分泌腺及びその関連臓器に生じる外科的疾患の病態、診断ならびに治療を研究する学問)の診療にあたる医師の専門的な知識と技能を高めることにより、国民医療の向上に貢献することを目的とする。

### 第2条[制度の概略]

第1条の目的を達成するために一般社団法人日本内分泌外科学会(以下、本学会)に専門医制度(以下、「本制度」という)をおく。本制度で認定する内分泌外科専門医(以下、「専門医」という)は内分泌外科疾患の高度かつ専門的な知識と診療技能を有し、指導的立場になり得る者とする。

過去に発行した内分泌・甲状腺外科専門医認定証は内分泌外科専門医と読み替える。

**第3条[名称]**本制度の名称を、一般社団法人日本内分泌外科学会専門医制度とする。

## 第2章 専門医制度委員会

### 第4条[委員会の設置]

本学会は第1条の目的を達成するために専門医制度委員会をおく。

**第5条[業務]**専門医制度委員会は以下の業務を行う。

- ① 専門医制度にかかわる規則の作成および改訂
- ② 専門医認定条件の審議
- ③ 教育施設認定条件の審議
- ④ 資格認定小委員会、施設認定小委員会試験問題作成小委員会および専門医研修カリキュラム小委員会の設置
- ⑤ 専門医認定に関する、学会機関紙、学会ウェブサイトなどでの専門医および会員への公告
- ⑥ 専門医、名誉専門医、登録認定医、認定施設の審査結果の判定
- ⑦ 専門医および認定施設の申請書類の保管(施行細則第3条)
- ⑧ その他、本専門医制度に関する諸問題の検討とその対処

**第6条[構成等]**委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。委員長は、委員会を代表し、委員会の業務を統括する。副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

**第 7 条[委員の選出]**

1. 委員長、副委員長は、理事長が評議員の中から選出し理事会の議を経て決定、委嘱する。
2. 委員は専門医制度委員長が推薦し、理事会の議を経て決定、理事長が委嘱する。委員の構成は、それぞれの臓器・専門分野にまたがっていなければならない。

**第 8 条[任期]**

1. 委員長の任期は 4 年とし、再任を妨げないが 2 期までとする。但し、第 49 条定める定年の規定に従うものとする。
2. 副委員長、委員の任期は 4 年 3 期までとする。

**第 9 条[欠員の補充]** 委員に欠員が生じたときは、委員長の推薦のもとに、理事会の議を経て決定、理事長が委嘱する。任期は前任者の残任期間とする。

**第 3 章 資格認定小委員会**

**第 10 条[業務]** 資格認定小委員会は以下の業務を行う。

- ① 専門医、名誉専門医などの認定のための資格審査
- ② 専門医などの更新の審査
- ③ 専門医試験の施行と成績判定
- ④ 研究業績および研修実績の対象となる学術雑誌、学会の認定

**第 11 条[委員の選出]**

1. 資格認定小委員会の委員長、副委員長は、理事長が評議員の中から選出し、理事会の議を経て委嘱する。
2. 委員は資格認定小委員会の委員長が選出し、理事会の議を経て理事長が委嘱する。

**第 12 条[任期]**

1. 委員長の任期は 4 年とし、再任を妨げないが、通算 2 期を越えることはできない。但し、定年の規定に従うものとする。
2. 副委員長、委員の任期は 4 年 3 期までとする。

**第 13 条[欠員の補充]** 委員に欠員が生じたときは、理事会の議を経て決定、理事長が委嘱する。任期は前任者の残任期間とする。

## 第4章 施設認定小委員会

第14条[業務] 施設認定小委員会は以下の業務を行う。

- ① 本学会の定めるカリキュラムに従った修練を行うための施設(以下、「認定施設」という)およびその関連施設の資格審査

第15条[委員の選出]

- 1 施設認定委員会の委員長、副委員長は、理事長が評議員の中から選出し、理事会の議を経て委嘱する。
- 2 委員は施設認定委員会の委員長が選出し、理事会の議を経て理事長が委嘱する。

第16条[委員の任期]

- 1 委員長の任期は4年とし、再任を妨げないが、通算2期を越えることはできない。但し、定年の規定に従うものとする。
- 2 副委員長、委員の任期は4年3期までとする。

第17条[欠員の補充] 委員に欠員が生じたときは、理事長の承認のもとに、委員長がその補充を行う。任期は前任者の残任期間とする。

## 第5章 試験問題作成小委員会

第18条[業務] 試験問題作成小委員会は以下の業務を行う。

- ① 専門医試験問題の作成および管理

第19条[委員の選出]

1. 試験問題作成小委員会の委員長、副委員長は、理事長が評議員の中から選出し、理事会の議を経て委嘱する。
2. 委員は試験問題作成小委員会の委員長が選出し、理事会の議を経て委嘱する。

第20条[任期]

1. 委員長の任期は4年とし、再任を妨げないが、通算2期を越えることはできない。但し、定年の規定に従うものとする。
2. 副委員長、委員の任期は4年3期までとする。

第21条[欠員の補充] 委員に欠員が生じたときは、委員長が推薦し理事会の議を経て決定、理事長が委嘱する。任期は前任者の残任期間とする。

## 第6章 専門医研修カリキュラム小委員会

### 第22条[業務] 専門医研修カリキュラム小委員会

は以下の業務を行う。

- ① 専門医研修カリキュラムの作成

### 第23条[委員の選出]

- ① 専門医研修カリキュラム小委員会の委員長、副委員長は、理事長が評議員の中から選出し、理事会の議を経て委嘱する。
- ② 委員は試験問題作成小委員会の委員長が選出し、理事会の議を経て委嘱する。

### 第24条[任期]

1. 委員長の任期は4年とし、再任を妨げないが、通算2期を越えることはできない。但し、定年の規定に従うものとする。
2. 副委員長、委員の任期は4年3期までとする。

第25条[欠員の補充] 委員に欠員が生じたときは、理事長の承認のもとに、委員長がその補充を行う。任期は前任者の残任期間とする。

## 第7章 事務局

第26条[設置] 専門医制度にかかわる事務を遂行するための運営事務局を学会支援機構に設置する。

第27条[業務] 専門医制度事務局は以下の業務を所管する。

- ① 専門医制度委員会、資格認定委員会、施設認定委員会、試験問題作成委員会にかかわること
- ② 専門医の申請、審査、認定にかかわること
- ③ 専門医試験の実施にかかわること
- ④ 専門医制度規則、施行細則にかかわること
- ⑤ 専門医制度の会計にかかわること
- ⑥ 専門医および認定施設申請書類の保管にかかわること(細則第3条)
- ⑦ その他、専門医制度に関する事項

## 第 8 章 専門医の申請資格

第 28 条[申請資格] 専門医の認定を申請する者(以下専門医申請者と略記)は、次の各号に定めるすべての資格を要する。

- ① 日本国の医師免許証を有すること。
- ② 基本的領域診療科の認定医、専門医または同等の経歴(当該学会名誉会員相当)を有すること。
- ③ 連続 3 年以上本学会会員であること。
- ④ 初期臨床研修終了後 5 年以上の研修を行い、このうち 3 年以上は学会が認定した認定施設(関連施設を含む)において所定の修練カリキュラムにしたがい修練を行っていること。
- ⑤ 別に定める研究業績を有すること。(施行細則第 7 条)
- ⑥ 別に定める研修実績を有すること。(施行細則第 8 条)
- ⑦ 別に定める診療実績を有すること。(施行細則第 9 条)

## 第 9 章 専門医の認定方法

第 29 条[申請方法]

- 1 専門医申請者は次の各号に定める申請書類の正本 1 通および副本 1 通を資格認定委員会に提出し、別に定める手数料を納付する。(施行細則第 5 条)
  - ① 専門医認定申請書
  - ② 履歴書
  - ③ 日本国の医師免許証(写)
  - ④ 基本的診療科の認定あるいは専門医認定証(写)
  - ⑤ 認定施設(関連施設を含む)での修練修了証明書
  - ⑥ 研究業績一覧表
  - ⑦ 研修実績一覧表
  - ⑧ 診療実績一覧表
- 2 なお、受験資格を認められた者はその翌年から引き続き 2 年間の申請に限り、前項②以下の書類の提出を省略することができる。

第 30 条[審査]

1. 専門医資格は、資格認定小委員会が毎年 1 回申請書類および専門医試験により申請者の専門医としての適否を審査し、その結果により専門医制度委員会が判定する。
2. 申請の手順、日程は別に定める。(細則第 2 条、第 3 条)

第 31 条[専門医試験の実施]

- 1 資格認定小委員会は、試験問題作成小委員会が作成した試験問題を用いて、別に定める要領に基づき毎年 1 回、専門医試験を実施する。(細則第 4 条)
- 2 書類審査に合格した者が専門医試験受験資格を有する。

### 第 32 条[専門医認定証の交付]

- 1 理事長は専門医制度委員会が認めた者に対して理事会の議を経て、専門医認定証を交付する。
- 2 初めて認定証の交付を受けるものは、別に定める認定料を支払わねばならない。(施行細則第 6 条)
- 3 専門医認定証の有効期限は、交付の日から 5 年とする。

## 第 10 章 名誉専門医

### 第 33 条[申請資格]

- 1 65 歳を超えた者で専門医を更新しない者は、専門医の有効期限が終了してから 2 年以内に名誉専門医を申請することができる。
- 2 ただし、名誉専門医は専門医として広告することは出来ない。
- 3 名誉専門医を申請するには次の各号に定めるすべての資格を要する。
  - ① 日本国の医師免許証を有すること。
  - ② 本学会専門医の履歴を有すること。
  - ③ 専門医取得後、継続して本学会会員であること。
  - ④ 別に定める研修実績を有すること。(施行細則第 10 条)
- 4 名誉専門医の資格は生涯有効であるが、本学会会員でなくなったときは、その資格を失う。

### 第 34 条[申請方法]

名誉専門医申請者は、次の各号に定める申請書類の正本 1 通および副本 1 通を資格認定委員会に提出し、別に定める手数料を納付する。(施行細則第 5 条)

- ① 名誉専門医認定申請書
- ② 履歴書
- ③ 日本国の医師免許証(写)
- ④ 内分泌外科専門医認定証(写)
- ⑤ 研修実績証明書類

### 第 35 条[審査]

名誉専門医資格は、資格認定小委員会が毎年 1 回申請書類により申請者の名誉専門医としての適否を審査し、その結果に基づき専門医制度委員会が判定する。

## 第 11 章 専門医の資格更新

### 第 36 条[更新資格]

1. 専門医は、専門医認定証の有効期限を迎えた時は、資格の更新を行うことができる。
2. 更新には、次の各号に定めるすべての要件をみたさねばならない。
  1. 日本国の医師免許証を有すること。
  2. 本学会専門医であること。
  3. 専門医取得後、継続して本学会会員であること。
  4. 別に定める研究業績を有すること。(施行細則第 12 条)
  5. 別に定める研修実績を有すること。(施行細則第 13 条)
  6. 別に定める診療実績を有すること。(施行細則第 14 条)

### 第 37 条[更新方法]

専門医更新申請者は、次の各号に定める申請書類の正本 1 通および副本 1 通を資格認定委員会に提出し、別に定める手数料を納付する。(施行細則第 5 条)

- ① 専門医更新認定申請書
- ② 履歴書
- ③ 専門医認定証(写)
- ④ 研究実績一覧表
- ⑤ 研修実績一覧表
- ⑥ 診療実績一覧表

### 第 38 条[審査]

専門医更新資格は、資格認定小委員会が毎年 1 回申請書類および専門医試験により申請者の専門医としての適否を審査し、その結果により専門医制度委員会が判定する。

## 第 12 章 登録認定医

### 第 39 条[認定資格]

1. 専門医更新時に、第 32 条に定める更新条件の一部が所定の条件を満たさなかった者のうち、別に定める基準を満たす者は登録認定医となることができる。(施行細則第 15 条)
2. ただし、登録認定医は広告することは出来ない。

**第 40 条[申請]** 登録認定医を希望するものは、専門医更新と同期間内に、第 33 条に定める申請書類の正本 1 通および副本 1 通を資格認定小委員会に提出し、別に定める手数料を納付する。(施行細則第 5 条)

**第 41 条[専門医資格の復活]** 登録認定医は、別に定める専門医の更新条件を充足した時点で、専門医更新の再申請によって専門医の資格を再び得ることができる。(施行細則第 16 条)

## 第 42 条[登録認定医の更新]

1. 登録認定医は、5 年ごとに、第 36 条に示す基準を満たせば、更新することができる。
2. 更新に際しては、第 33 条に定める専門医更新と同じ書式を提出し、別に定める手数料を納付する。(施行細則第 5 条)

## 第 13 章 専門医の資格喪失

第 43 条[専門医の資格喪失] 次に掲げる各号に該当する者は、専門医制度委員会ならびに理事会の議を経て、専門医(名誉専門医、登録認定医を含む)の資格を喪失する。ただし、名誉専門医は更新を要しない。

- ① 本人の辞退
- ② 会員の資格喪失
- ③ 申請書の嘘偽
- ④ 専門医の非更新
- ⑤ 専門医として不相当と判断した者

## 第 44 条[復活・再申請]

1. 別に定める復活・再申請に関する申請書類を専門医制度委員会に提出し認められた者は、専門医資格が復活する。
2. 前条第 3 号(申請書の嘘偽)によって取り消された者は、原則として 5 年間再申請できない。

## 第 14 章 指導医

### 第 45 条 指導医の役割(細則 第 5 章)

- 1 認定(関連)施設における内分泌外科領域研修カリキュラム管理責任者であり、カリキュラムの作成、運営、管理を担う。
- 2 内分泌外科領域専攻医の採用・修了判定につき最終責任を負う。

### 第 46 条

#### 指導医の認定

1. 内分泌外科専門医であること
2. 1 回以上更新した内分泌外科専門医またはこれと同等と考えられる内分泌外科専門医(内分泌外科専門医制度委員会の承認を要する)。指導医認定には、別に定め実績を有すること(施行細則 19 条)。

本資格は内分泌外科専門医である限り有効であり、指導医認定証を交付する。なお、指導医は広告ができない「役割」である。



## 第 15 章 施設認定

**第 47 条**[申請資格] 認定施設は、原則として次の各号に定めるすべての要件を満たさねばならない。

- ① 大学病院、一般病院または内分泌外科を主な対象とする専門施設。
- ② 専門医が 1 名以上常勤していること。
- ③ 十分な指導体制がとられていること。
- ④ 当該認定施設において内分泌外科疾患の十分な修練が可能であること。
- ⑤ カリキュラムを満たすに必要な内分泌外科症例の手術が別に定める件数以上行われていること。(施行細則 17 条)
- ⑥ 諸施設の完備、教育行事の開催がなされていること。

**第 48 条**[関連施設の資格] 関連施設の長は、次の各号に定めるすべての資格を満たす施設を関連施設として申請することができる。

- ① カリキュラムを満たすに必要な内分泌外科症例の手術が別に定める件数以上行われていること。(施行細則第 17 条)
- ② 本学会会員が 1 名以上常勤していること。
- ③ 必要に応じて専門医による十分な指導体制がとられていること。
- ④ 諸施設の完備、教育行事の開催がなされていること。

**第 49 条**[認定施設の申請]

認定施設としての登録を申請する施設の長は、次の各号に定める申請書類の正本 1 通および副本 1 通を施設認定小委員会に提出し、別に定める認定料を納付する。

(施行細則第 17、21 条)

- ① 認定施設認定申請書
- ② 施設内容説明書
- ③ 常勤の専門医の履歴書および勤務証明書
- ④ 症例報告書(施行細則第 19 条)

**第 50 条**[関連施設の申請] 関連施設としての登録を申請する施設の長は、次の各号に定める申請書類の正本 1 通および副本 1 通を施設認定小委員会に提出し、別に定める認定料を納付する。

(施行細則第 17、21 条)

- ① 関連施設認定申請書
- ② 施設内容説明書(関連する認定施設の記載、その施設の専門医の署名を要する)
- ③ 常勤の本学会員の履歴書および勤務証明書
- ④ 症例報告書(施行細則第 19 条)

**第 51 条**[認定施設の審査]

1. 認定施設資格は、施設認定小委員会が毎年 1 回、申請書類によって認定施設(関連施設を含む)としての適否を審査し、その結果により専門医制度委員会が判定する。
2. 施設認定小委員会は、申請された施設の実地調査を行うことができる。

**第 52 条**[施設認定証の交付]

1. 理事長は専門医制度委員会が認定施設として認めた施設(関連施設を含む)に対して、理事会の議を経て本会の施設認定証を交付する。
2. 施設認定証の有効期限は 2 年とする。

**第 53 条**[施設認定の更新]

認定施設(関連施設を含む)の更新を申請する施設の長は、第 43 条または第 44 条の各号に定める申請書類の正本 1 通および副本 1 通を施設認定小委員会に提出し、別に定める認定料を納付する。(施行細則第 21 条)

**第 54 条**[資格喪失] 認定施設、関連施設は次の理由により専門医制度委員会の議を経て、認定施設の資格を喪失する。

- ① 認定施設の資格を辞退したとき
- ② 専門医(認定施設)、学会会員(関連施設)が退職などで不在となったとき
- ③ 申請書の嘘偽
- ④ その他、施設認定委員会が不相当と認めたとき

**第 16 章 補則**

**第 55 条**[定年] 本規則におけるすべての委員会の委員長、副委員長、および委員の定年は、評議員の定年と同じくする。評議員の場合、その資格をすべて喪失した日をもって定年とする。定年後は顧問として委員会活動が可能である。

**第 56 条**[細則の設置] この規則を施行するために必要な細則を別に定める。

**第 57 条**[変更] この規則の変更は、専門医制度委員会ならびに理事会の議を経て、評議員会の承認を要する。

(附則)本会則は令和元年 10 月 16 日より施行する。

参考 旧会則の施行および改定歴

(附則)本会則は平成 20 年 6 月 13 日より施行する。

平成 21 年 5 月 28 日改訂施行

平成 21 年 5 月 28 日改訂施行

平成 21 年 5 月 28 日改訂施行

平成 26 年 6 月 20 日改訂施行

平成 26 年 10 月 29 日改訂施行

令和 6 年 6 月 28 日改訂施行